

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 福島県選挙管理委員会
- 福島県知事選挙を行う件
- 福島県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を
選任した件
- 福島県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の
届出を受理する場所を定めた件
- 福島県知事選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- 福島県知事選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 福島県知事選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を
定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 福島県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日
時及び場所を定めた件
- 福島県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示すること
ができる日を定めた件
- 郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき
事由が生じた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく福島県知事
選挙を次のとおり行う。
令和四年十月十三日

選挙の期日 令和四年十月三十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第六十号

令和四年十月三十日執行の福島県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理す
べき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行
令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。
令和四年十月十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 選挙長

福島市渡利字平内町五十四番地の二 遠藤 俊博

二 選挙長の職務を代理すべき者

福島市渡利字番匠町六十七番地の一 半澤 浩司

福島県選挙管理委員会告示第六十一号

令和四年十月三十日執行の福島県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び
立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。
令和四年十月十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 選挙長の事務を取り扱う場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

二 立候補の届出を受理する場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎五階正庁

福島県選挙管理委員会告示第六十二号

令和四年十月三十日執行の福島県知事選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する
場所を次の二のとおり定めた。
令和四年十月十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 届出の種類

1 選挙事務所の設置及び異動の届出

2 出納責任者の選任及び異動の届出

3 報酬の支給を受けることができる者の届出

二 届出を受理する場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第六十三号

令和四年十月三十日執行の福島県知事選挙における選挙会の場所及び日時を公職選挙

法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。
令和四年十月十三日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

- 一 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎五階正庁
- 二 日時 令和四年十一月二日午前十一時

福島県選挙管理委員会告示第六十四号

令和四年十月三十日執行の福島県知事選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。
令和四年十月十三日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

- 一 日時 令和四年十月十三日午後六時
- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第六十五号

令和四年十月三十日執行の福島県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九条第六項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。
令和四年十月十三日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

- 一 日時 令和四年十月十四日午後六時
- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第六十六号

令和四年十月三十日執行の福島県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、次のとおり定めた。
令和四年十月十三日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

掲示開始日 令和四年十月十三日

福島県選挙管理委員会告示第六十七号

次のとおり郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の五第四項第六号の規定により、告示する。

令和四年十月十三日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

事	由
<ul style="list-style-type: none"> 一 福島県議会議員勅使河原正之が令和二年一月三〇日辞職したこと。 二 福島県議会議員吉田栄光が令和四年五月二七日辞職したこと。 三 令和四年一〇月三〇日福島県知事選挙が行われるため、公職選挙法第一一三条第三項第三号の規定に該当したこと。 	<p>公職選挙法第一一条第一項の規定による通知を受けた日</p> <p>令和二年一月三〇日 令和四年五月二七日</p>